

令和3年9月17日
中国電力株式会社

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）について、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画の変更内容である島根原子力発電所1号炉取水槽流路縮小工設置に伴う循環水ポンプの停止の反映による放射性液体廃棄物放出管理目標値の変更のため、第87および154条（放射性液体廃棄物の管理）の変更を行う予定としているが、本変更に合わせて、以下の事項を反映し、変更認可申請を行いたい。

1. 島根原子力発電所1号炉における新燃料搬出完了に伴う変更

島根原子力発電所1号炉における全ての新燃料の発電所外への搬出完了に伴い、今後は、島根原子力発電所1号炉内において新燃料を取扱わないこととなり、また、性能維持施設である新燃料貯蔵設備は、性能維持が不要となったことから、保安規定第147条（新燃料の運搬）、第148条（新燃料の貯蔵）および第190条（報告）等において、新燃料の運搬・貯蔵および新燃料貯蔵設備の取扱いに係る記載の削除を行う。

また、第168条（放射線計測器類の管理）において、放射線監視用計測器として、エリアモニタ13台を確保する旨を記載しているが、新燃料貯蔵設備の供用終了に伴い、新燃料貯蔵設備エリア監視用モニタ（1台）の確保は不要となることから、確保台数を変更する。

2. 実用炉規則改正に伴う変更

実用炉規則の改正に伴い、重大事故等対処設備について、高経年化技術評価の実施および長期施設管理方針の策定が要求されたこと、ならびに運転期間を延長しない原子炉は、運転期間満了以降の高経年化技術評価の実施および長期施設管理方針の策定を要しないことが定められたことから、保安規定第106条の6（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針）への反映を行う。

以上